

岩手中・高等学校石桜同窓会八幡平支部 会則

- 第1条（名称） 本会は岩手中・高等学校石桜同窓会八幡平支部と称す。
- 第2条（目的） 本会は会員相互の親睦をはかり、後輩の育成並びに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（活動） 本会は次の活動を行う。
① 総会および親睦会の開催
② 同窓会本部並びに母校行事への参加及び協力・支援
③ その他必要と認めた事柄
- 第4条（構成） 本会は八幡平市を主体に在住する岩手中・高等学校の卒業生並びに在学したもの及び、その関係者をもって構成する。
- 第5条（役員） 本会には役員として、支部長1名、副支部長2名、事務局長1名、監事2名を置く。
- 第6条（任務） 支部長は本会を代表し、会務を総理する。副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその代行をする。事務局長は支部長の命により、本会の事務を行う。監事は会計を監査する。
- 第7条（任期と選任） 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。又その選出は総会において行う。
- 第8条（総会） 本会は年1回総会を開き、会計承認並びに重要事項を決議する。決議は出席会員の過半数をもって行う。
- 第9条（経費） 本会の経費は会費並びに寄付金等をもってこれにあてる。会費は、年額 円とする。
- 第10条（会則の改正） 本会則の改正は総会の決議による。
- 第11条（会計年度） 本会の会計年度を4月1日から翌年3月31日と定める。
- 付 則 本会則は平成27年4月28日より施行する。